

居宅介護支援運営規程

医療法人社団 白美会

しろね総合介護サービス

令和7年7月1日改定

居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 白美会(以下「事業者」という)が開設する『しろね総合介護サービス』(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、その他の職員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者が要介護状態等になった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができるように支援し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、回復並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

事業所は、事業の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類の種類に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 しろね総合介護サービス
- (2) 事業所の所在 新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事し、サービス提供に関わる者を、介護支援専門員とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者は管理者及び従業者を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人(主任介護支援専門員)
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は、所属従業者を指揮監督し、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。また、関係機関との連携をはかり、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。
- (2) 介護支援専門員 常勤で1人以上
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修を修了後資格登録している者。
 - ・利用者の選択に基づいた居宅介護支援を実施する。

- ・管理者を兼務できるものとする。
- (3) 事務職員 適宜
- ・必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土、日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- (3) 緊急時は時間外及び休日であっても携帯電話等で 24 時間対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
 - ① 計画作成に先立ち、サービスの選択ができるよう、利用者、利用者の家族及び身元引受人等に対して地域の指定居宅サービス事業者等の種類・料金・内容などの情報を適正に提供する。
 - ② 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けているサービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を充分説明して理解を得る。
 - ③ 利用者の家族の希望や課題分析の結果把握された課題に基づき、地域におけるサービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
これを、原案に位置付けられたサービスの提供担当者を招集して行われる会議において、各担当者からの専門的意見を聴取し、居宅サービス計画の原案を修正する。
 - ④ ③により作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者、利用者の家族及び身元引受人等に対して十分に説明を行い、文書により同意を得た上で、利用者及び担当者に交付することとする。
 - ⑤ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
 - ⑥ サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に限ることなく、計画的にサービスが提供されるよう考慮する。
 - ⑦ 利用者の生活全般を支援するという観点から、保険給付対象のサービスのみならず、保険給付対象外のサービスやボランティアなどによるサービスも努めて盛り込むよう配慮する。
- (3) 居宅サービス計画を作成し、サービスの提供を実行した以降においても利用者、利用者の家族及び身元引受人等、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計

画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題分析を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、利用者の状態や希望に応じて、医療機関や介護保険施設への紹介をするなど適切な対応に心掛ける。

- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者、利用者の家族及び身元引受人等に対して理解しやすいよう説明することとする。
- (5) 利用者の相談を受けるにあたっては、プライバシーの保てる場所を確保する。
- (6) サービス担当者会議の開催場所は原則として居宅で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業者の事務所等を用いる場合もある。
- (7) 利用者の居宅を訪問する頻度は、居宅サービス計画を作成し、これに従ってサービスの提供が実施された後、原則的に1週間以内にサービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問し、それ以降は、利用者の容体が安定しており、かつ、サービスが計画に従って順調に提供されている場合は、1ヶ月に1回、利用者宅を訪問し利用者と面接する。及び1月に1回モニタリングの結果を記録する。

面接は原則利用者の居宅を訪問して行うが、少なくとも二月に一回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接をすることができる(ただし次のいずれにも該当する場合)。

- ・ 利用者の同意を得ること
- ・ 利用者の状態が安定していること
- ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
- ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報提供を受けること

なお、これに関わらず利用者の容体やサービスに対する要望、要介護度等に変動があった場合は、利用者の状態を把握できるよう必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

- (8) 利用する課題分析の種類は、「包括的自立支援プログラム」他とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(緊急時の対応方法)

第9条 1 介護支援専門員は、居宅介護支援実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を行うこととする。

主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の措置を講じることとする。

2 介護支援専門員は、前項について措置の経緯を、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業を実施する地域は、次のとおりとする。

新潟市

【南区、西区、秋葉区、江南区】

(秘密保持)

- 第11条 1 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人等に関する秘密及び個人情報については、適正な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず下記の目的以外の利用をしないことを条件に、あらかじめ文書により利用者の同意を得た上で下記相手方に対し、情報提供できるものとします。
- 目 的 サービス担当国会議及び下記相手方との連絡調整
- 相手方 居宅介護サービス計画に位置付けられた居宅サービス事業者
居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業者
主治医・保険者・病院・介護保険施設等
予防給付に該当する場合は、地域包括支援センターとの連絡調整
- 3 事業者は、前項に規定された相手方及び目的以外で個人情報を提供する必要がある場合には、別に同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第12条 1 事業者は提供した居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速で適切かつ誠実に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
- 2 事業所は、その提供した居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者、利用者の家族及び身元引受人等からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(記録の整備)

- 第13条 1 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(虐待の防止のための措置の内容)

- 第14条 1 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のような措置を講じるものとする。
- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備する。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果

について従業者に周知徹底を図るものとする。

- ③ 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 - ④ 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - ⑤ 成年後見制度の利用支援。
 - ⑥ 虐待・苦情等の相談・報告・解決体制の整備。
 - ⑦ 前6項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 従業者は利用者に対し、虐待(身体的・心理的・性的・経済的・介護放棄放任)等を行ってはならない。
- 3 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。また、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体的拘束等の適正化)

- 第15条 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 事業者は身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定)

- 第16条 1 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第17条 事業者は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営にあたっての重要事項)

第19条 1 事業者は社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

① 採用研修 採用後1ヶ月以内に実施

② 継続研修 年に12回以上実施

2 事業者は、従業者の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、事業所の設備・備品については、衛生的な管理を行う。

3 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第20条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

(附則) この規定は令和7年7月1日より改定施行する。